

# 博士学位論文審査要旨

2015年7月10日

論文題目： ドイツにおける新たな家族政策と「多世代ハウス」プロジェクト  
—社会的世代間連帯に基づく「包摂型社会」の可能性—

学位申請者： 上田 有里奈

審査委員：

主査：	経済学研究科	教授	川越	修
副査：	総合政策科学研究科	教授	中川	清
副査：	経済学研究科	教授	谷村	智輝

要旨：

本論文は、現在のドイツにおける新しい家族政策の柱の一つとされている「多世代ハウス」プロジェクトについての多面的な検証作業を通じて、家族の個人化と多様化、少子高齢化、高齢者の社会的孤立化などの進む21世紀社会の行方を考察することを課題としている。ヨーロッパ社会の中では、家族やジェンダーをめぐる比較的日本と近い問題状況にあるとされるドイツの家族政策については、すでに相当の研究蓄積があるが、2006年にスタートしたこのプロジェクトについての研究は十分とは言えない。

本論文はこのプロジェクトを、「血縁、年齢、属性を超えた多世代にわたる人びとの関係性の育成・強化」や「各施設の活動の自律性の確保と市民による下からの意識改革の促進」を進めることによって「人びとの社会的孤立を防ぐための有効な政策事例」となっていると評価し、プロジェクトが成立した歴史的背景、近年のドイツにおける少子高齢化問題に対する政策的取り組みとその問題点、そして個々の「多世代ハウス」の活動実態に様々な資料、研究手法を用いてアプローチしている。

まず序章では、研究状況についてのサーベイを通じて、「多世代ハウス」プロジェクトの内に血縁によらない「社会的な世代間連帯」の構築を通じた「包摂型社会」に向けた可能性を探ることが課題として設定されている。続いて本論文は第1章において、「多世代ハウス」プロジェクトに至るドイツの家族と家族政策の歴史的変遷を、欧米および日本の研究文献に依拠しつつ丹念にフォローしたうえで、焦点を家族政策における高齢者への対応に絞り、ドイツ政府が専門家に諮問して議会任期毎に一度作成する『家族報告書』を手がかりに、その変遷を跡づけている。第2章では、とりわけ1986年の『第四家族報告書』から1995年の介護保険法制定を挟んで2005年の『第七家族報告書』に至る時期を、「家族に優しくない」社会からの転換が模索された時期として詳述し、その模索から21世紀に入って「持続可能な家族政策」が提起され、具体策として「家族のための地域同盟」と「多世代ハウス」という新しいプロジェクトが浮上してくる過程が明らかにされている。

本論文の核となる第3章と第4章では「多世代ハウス」プロジェクトが取り上げられているが、まず第3章は、このプロジェクトをめぐる種々の公的な文書やプロジェクト自身のインターネットサイトなどから得られた情報をもとに、第1期(2006年から2011年)および第2期(2012年～現在継続中)におけるプロジェクトの全体像が明らかにされている。これに対し、本論文において最もオリジナリティの高い分析となっている第4章では、論文提出者が2度にわたって現地調査(施設運営者および利用者への聞き取りとアンケート調査)した個別の多世代ハウ

ス（第1期プロジェクト3箇所、第2期プロジェクト5箇所—内2箇所は継続）の活動実態が活写されている。

以上の多面的なアプローチから論文提出者が導き出している結論、すなわち1)「血縁・年齢・属性を超えた人びとを支援対象とする包括的な活動を展開」し、とりわけ高齢者の「具体的な居場所」を全国的に常設した点に「多世代ハウス」プロジェクトの意義を見出しうる、2)そこから浮かび上がる「伝統的資源の活用」、「活動分野の垣根を越えた様々な社会的アクターとの連携」、「政府による活動の担い手の主体性を重視した側面的支援」および「市民による積極的な活動参加」といった諸点に21世紀社会の目指すべき方向が示されている、との結論は十分な説得力を持っている。ただこうした知見から現在の日本社会に対するどのような示唆を引き出すかという点については、まだ十分に詰められていないと言わざるを得ないが、今後論文提出者自身が日本の事例について研究調査を進めることにより、この点についてもより説得的な研究成果が提示されるものと期待できる。

よって本論文は、博士（経済学）（同志社大学）の学位論文として十分な価値を有するものと認められる。

## 総合試験結果の要旨

2015年7月10日

論文題目： ドイツにおける新たな家族政策と「多世代ハウス」プロジェクト  
—社会的世代間連帯に基づく「包摂型社会」の可能性—

学位申請者： 上田 有里奈

審査委員：

主査：	経済学研究科	教授	川越	修
副査：	総合政策科学研究科	教授	中川	清
副査：	経済学研究科	教授	谷村	智輝

要 旨：

本論文提出者は、2015年7月3日午後15時半より2時間にわたって行われた試問会において、提出された論文に関する研究の概要や意義、その学術的貢献について説得力のある説明を行い、また審査委員との質疑・討論を通じて、当該分野に関する幅広い学識と高い研究能力を有していることを証明した。

また、ドイツ語および英語についても、十分な学力を有していることが認められた。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

# 博士學位論文要旨

論文題目：ドイツにおける新たな家族政策と「多世代ハウス」プロジェクト  
—社会的世代間連帯に基づく「包摂型社会」の可能性—

氏名：上田 有里奈

## 要旨：

本論文は、家族の多様化や社会の個人化の進行に伴い日本をはじめ多くの先進諸国において現在深刻化している社会的孤立の問題に対して、ドイツにおいて現在新たな家族政策の下で推進されている「多世代ハウス」(Mehrgenerationenhäuser)の実践活動を通して、「社会的な世代間連帯の構築を軸とした『包摂型社会』」という観点からその解決に向けた一つの可能性について探るものである。

今日ドイツは少子高齢化や家族の多様化・個人化を経験するなかで、特に2000年以降従来の保守主義的な家族政策を大きく転換させ、伝統的家族規範からの脱却と男女双方による仕事と家庭の両立支援のための様々な施策を講じている。それと同時に、政府はこれまで家族や個人に対する経済的な負担調整に重点を置いた個別的支援を中心に行ってきたが、それでは今日の家族や個人をめぐる様々な課題に対して十分な解決を得ることはできないという経験的知見から、経済的支援にとどまらない多面的かつ包括的な支援を実現させるため、現在では社会全体を巻き込んだ支援体制の構築を進めている。ドイツではこうした新たな家族政策について、「持続可能な家族政策」(nachhaltige Familienpolitik)と題している。「家族のための地域同盟」や「多世代ハウス」はその政策の一環としての地域を主体とした取り組みであり、地域における様々な活動主体が連携し地域に支援網を張り巡らせ、そのなかで一人ひとりを支援していくためのものである。つまり、従来の政府による個別的支援を超えた社会全体での包摂に向けた取り組みであるといえる。

「多世代ハウス」とは、子どもから高齢者、障害者など血縁・年齢・属性を超えた多世代にわたる人々の関係を地域のなかで積極的に育成・強化していくことを最大の目的とし、人々の自発的な交流のなかでの相互理解や相互扶助を通して、家族や個人をめぐる様々な課題に対して複合的な解決を図っていくことを目指した取り組みである。「多世代ハウス」は、ドイツにおける従来の家族政策の対象の限定性を超え、これまで支援の手が行き届かずいた世代をはじめ、より幅広い人々を支援対象として捉えるものであり、各多世代ハウスで試みられている血縁・年齢・属性を超えた人々のつながりを強化するための様々な実践活動は、様々な状況にある人々の社会的孤立を防ぐための有効な政策事例として機能している。本論文では、社会的孤立に関する様々な調査結果から、特に社会的孤立のリスクが高いとされる高齢者を中心に、高齢者福祉の観点から「包摂型社会」のあり方について考察したいと考える。

従来ドイツの家族政策は、親と子どもから成る核家族2世代にその中心が置かれてきたのであり、子どもを持つ親に対する経済的な負担調整や仕事と家庭の両立支援をめぐる育児支援政策など、親と子どものより良い関係を構築することに重点が置かれてきた。一方、高齢者政策については年金や医療の分野において単独の対象として扱われてきた。1970年代後半には高齢化社会と呼ばれる時代に突入し、要介護高齢者が増加するなかで、家族政策においても家族介護者への支援や介護保険制度創設の是非をめぐる議論が活発化するなど、高齢化対策の中心は支援を必要とする高齢者に置かれてきたといえる。その一方で、当時高齢者の7割以上を占めていた支援を必要としない健康な高齢者については議論の対象とされることが少なく、核家族化や個人化の流れのなかで、かれらの社会的孤立の問題が顕在化していくことになる。現在では3世代が一つ屋

根の下で生活を共にすることは極めて希な状況にあり、多世代が交わることにより生み出される様々な相乗効果を家族に期待することがもはや困難な状況となっている。こうしたなか政府は、大家族の原則を現代社会のなかに転用すべく、子どもから高齢者まで多世代にわたる社会的な世代間関係を地域のなかで構築することを目的に「多世代ハウス」を創設した。「多世代ハウス」の活動は、従来政策対象としてあまり重要視されることのなかった健康な高齢者にも焦点を当てたという点、そして家族政策の一環でありながら家族を対象を限定しないという点においてもそれまでの家族政策の枠を超えた新しい試みであったといえる。

こうしたドイツにおける主要な家族政策の一つである「多世代ハウス」のこれまでの活動経過からは、多くのサービス分野で利用者数は飛躍的に増加し、良い発展を続けていることが確認できる。ヨーロッパのなかにあつて、日本と比較的近い家族・ジェンダー規範を保持してきたとされるドイツでの家族政策の新たな動向については、日本においても高い関心が寄せられているが、「多世代ハウス」についてはその多くが概要説明に留まるものであり、具体的な活動実態や意義、政策動向を含む詳細な研究は日本においてほとんど見られない。本論文では「多世代ハウス」に関する資料研究に基づき、総体的な活動状況について整理するとともに、2度にわたり行った個別の「多世代ハウス」の活動事例調査の内容に基づき、実際の現場においてどのような活動が展開され、そこでどのように人々が集い、どのようなことを感じているのかについて見ていくなかで、「包摂型社会」をいかに構築していくことができるのかということについて考察するものである。

日本と比較的近い家族・ジェンダー規範を保持してきたとされるドイツは、今日の少子高齢化や家族の多様化・個人化を経験するなかで新たな道を歩み始めている。従来の政策的課題や限界、そして今日の社会的孤立という問題をいかに克服しようとし、それを実現させてきているのか、ドイツが目指す持続可能な社会のあり方と可能性について考察することは、日本社会への示唆という点においても意義を持つものであると考えられる。

本論文の構成については、まず第1章では、第1節において主に日本語文献に依拠しつつドイツにおける家族と家族政策の歴史的変遷について整理し、第2節において政府と専門家が家族政策の指針を示すために作成する『家族報告書』の内容を通して、20世紀後半の高齢化対策の意義と限界について考察する。第3節では、高齢者問題の解決策として期待されたドイツの介護保険制度の特徴を日本の制度との相違点を踏まえて考察し、現状についても制度創設以降の動向を踏まえて考察するとともに、介護保険制度の動向が「多世代ハウス」の活動にどのように影響しているかについても考察する。

第2章では、従来のドイツの家族政策の問題点や課題を克服するために、2000年初頭以降に新たな政策方針として打ち出された「持続可能な家族政策」(nachhaltige Familienpolitik)の内容について考察する。この「持続可能な家族政策」を実現させるために連邦政府が目指す新たな道筋の全体像を示すことによって、様々な施策のなかで「多世代ハウス」プロジェクトがどこに位置付けられるのか、そしてどのような可能性を持つものであるのかを明確にできると考える。まず第1節では、「持続可能な家族政策」の導入に際し、従来の家族政策では何が不十分であったのか、家族をめぐるどのような問題意識を抱え、これに対して如何なる解決策が模索されてきたのかということについて述べることにする。そして第2節では「持続可能な家族政策」における3本の政策の柱についてまとめ、第3節では「多世代ハウス」に先行した「家族のための地域同盟」の活動についても考察する。

第3章以降、「多世代ハウス」の取り組みを中心に見ていくことにする。第3章では第1節から第4節までを通して、「多世代ハウス」に関する様々な公的資料に基づき「多世代ハウス」の総体的な活動状況および現在に至る動向について整理する。続く第4章では、2011年と2013年に行った現地調査に基づく個別での活動事例を提示し、そこでのヒアリング調査とアンケート調査の内容を通して、「多世代ハウス」プロジェクトの活動理念が実際の現場においてどのよう

な形で実践されているのかを考察する。そして終章では、現在のドイツにおける試みから見える日本社会への示唆について述べることにする。